

函館市中央図書館ボランティア受入れおよび活動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市中央図書館（以下「図書館」という。）におけるボランティアの受入れおよび活動に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「図書館ボランティア」とは、図書館の利用者の援助を目的とし、生涯学習の一環として、自らの自由意志により、その知識・技能を無償で提供する者をいう。

(活動内容)

第3条 図書館ボランティアの活動内容は、次の各号のうち中央図書館長が適当と認めた範囲とする。

- (1) 絵本の読み聞かせ
- (2) えほんふれあい事業
- (3) 障がい者サービス支援
- (4) 図書資料整理
- (5) 図書館イベント等の事業支援
- (6) 図書館環境美化活動
- (7) その他ボランティアの参加が適当と認める活動

(対象者)

第4条 図書館対象とする個人および団体は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の仕事に理解と関心を持ち、原則として月1回以上の活動が可能で図書館が行うボランティア養成講座を受講している年齢18歳以上の者
- (2) 図書館司書または学芸員資格を有している者で図書館、博物館等に勤めた経験のある者
- (3) 市内で前条に規定する活動をしている団体で図書館での活動を希望する団体
- (4) 点訳および朗読奉仕を行っている団体で図書館にボランティア登録した団体
- (5) その他ボランティア活動の内容に応じて館長が適当と認めた者および団体

(登録)

第5条 図書館ボランティアを希望するものは、別に定める登録手続きや募集要項に基づき中央図書館長に申請するものとする。

2 中央図書館長は、前項の申請があった者に対し、ボランティア活動内容の必要に応じて事前研修を行い、図書館の業務に支障をきたす恐れがないと認めた者の登録を認める。

3 中央図書館長は前項の登録を認めたときは、図書館ボランティアとして登録するとともに図書館ボランティア登録証を交付するものとする。

4 図書館ボランティアの活動期間は当該年度内とする。ただし、図書館ボラ

ンティアが継続して登録を希望する場合は、中央図書館長が活動実績等に照らして適当と認めるときは、継続して登録することができるものとする。

(登録の取消し)

第6条 図書館ボランティアは、自己の都合によりボランティアを辞退しようとするときは、中央図書館長にその旨申し出るものとする。

2 中央図書館長は、図書館ボランティアが図書館の信用を損なったり、業務に支障がある行為を行ったときは、登録を取消することができる。

(ボランティアの責務)

第7条 図書館ボランティアは、活動を行うにあたり図書館が定めた規則等を遵守するとともに、ボランティア活動に際しては職員の指示に従わなければならない。

2 図書館ボランティアはボランティア活動で知り得た図書館利用者の個人情報を漏らしてはならない。ボランティア活動を退いた後も同様とする。

3 図書館ボランティアは、ボランティア活動に際してはボランティア登録証を着用しなければならない。

(保険)

第8条 図書館ボランティアに登録され、図書館が指定する活動を行うときはボランティア保険に加入するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成21年2月13日から施行する。

2 この要綱の規定は、平成21年度図書館ボランティアから適用する。